

## 新潟県臨床心理士会倫理規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、新潟県臨床心理士会（以下「本会」という。）会則第3条に基づき、本会会員（以下「会員」という。）である臨床心理士に関する倫理問題への対応について必要な諸事項を定める。

### (目的)

第2条 本規程は、会員が行う臨床心理にかかわる活動における倫理について、その適正を期することを目的とする。

### (倫理綱領)

第3条 本会は会員がその専門業務等に従事するに当たって遵守すべき事柄に関しては、「一般社団法人日本臨床心理士会倫理綱領」を準用するものとする。

### (倫理委員会)

第4条 本会は、第3条に係る事項を審議するために倫理委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

### (委員会の業務)

第5条 委員会は、前条の目的を達成するために、本会会長（以下「会長」という。）の指示のもとに、次の業務を行う。

- (1) 本規程及び倫理綱領等の改廃に関する審議
- (2) 会員の倫理向上に向けての本会への提言
- (3) 会長からの諮問に基づく倫理違反に関する調査及びその結果の報告
- (4) 国民及び会員からの倫理に関する問い合わせへの対応
- (5) その他、会長が必要と認める業務

### (委員会の構成)

第6条 委員会は、本会理事会により選出された理事1名、およびその理事により指名され、理事会において承認された会員若干名をもって構成する。

- 2 委員長は、本条第1項の理事が会長の指名を受けて就くものとする。
- 3 委員長を除く委員の任期は一期3年とし、二期6年を限度とする。

### (委員会の運営)

第7条 委員長は委員会を開催し、議長となる。

- 2 委員会は委員の5分の3以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員長が事故や疾患によって職務を全うできない場合は、委員の互選で選出された委員が委員長職務を代行して行う。
- 4 倫理調査の被申立人となった委員は会の職務を離れなければならない。

### (委員会の報告)

第8条 第5条(3)に定める業務については、委員長は会長から委嘱されたら、速やかに調査、報告する。

- 2 委員会は必要に応じて財団法人日本臨床心理士資格認定協会倫理委員会及び一般社団法人日本臨床心理士会倫理委員会と連絡調整するものとする。
- 3 上記以外の業務については、委員長は必要に応じてその内容について会長に報告するものとする。

### (改廃手続き)

第9条 本規程の改廃は、委員会の議を経て、本会理事会において理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

附則 本規程は、平成25年5月19日から施行する。

附則2 本規程は、平成27年5月17日に一部改正した。

附則3 本規程は、平成30年3月21日に一部改正した。

附則4 本規程は、令和5年3月21日に一部改正した。